

(書面による差止請求の日)
2024年(令和6年)2月27日

(被告となるべき者の名称及び住所)

〒651-0031
兵庫県神戸市中央区東町123-1 貿易ビル310
株式会社スターリーナイトカンパニー
代表取締役 木村 敏彰 殿

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
代表者 理事 西 島 秀 向
〒540-0024
大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
電話 06-6920-2911
FAX 06-6945-0730

消費者契約法第41条第1項に基づく差止請求書

当団体は、2007年(平成19年)8月23日に、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定され、2019年(令和元年)8月20日に認定を更新された適格消費者団体です。

当団体は、貴社が開催するイベント(スカイランタンに関するイベント)の「チケット規約」(以下「本件規約」という)の条項を検討したところ、後記のとおり、一部の条項が消費者契約法の不当条項規制に抵触すると判断しましたので、貴社に対し、消費者契約法第12条第3項に基づき差止請求に係る訴えを提起するべきとの結論に達しました。

よって、当団体は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項に基づき、訴え提起に先立ち、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した本書面により差止請求をします(請求の要旨及び紛争の要点においては貴社のことを「被告」、当団体のことを「原告」と表示します)。

(訴えを提起する予定の裁判所)

大阪地方裁判所

(請求の要旨)

- 1 被告は、消費者との間で、被告が開催するイベントのチケットの購入契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の下記内容の条項を含む契約の申込みまたは承諾の意思表示を行ってはならない。

記

第2条：(サービスの中止・中断・変更等)

当社は、以下の事項に該当する場合、本イベントの運営を中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞できるものとし、返金はありません。

戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

当社は、前項に基づく本イベントの中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞について、利用者、又は第三者に対し一切の責任を負わないものとします。

- 2 被告は、前項記載の内容の条項が記載されたチケット規約が印刷された規約用紙及び同規約が掲載されたウェブページを廃棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布せよ。

記

当社は、消費者との間で、当社開催のイベントのチケット購入契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の内容の条項を含む契約の申込みまたは承諾の意思表示を行いませんので、当社が当該条項を使用したチケット購入契約を行うための事務は一切行わないようにするとともに、当該条項が記載されたチケット規約が印刷された規約用紙及び同規約が掲載されたウェブページは全て破棄してください。

(紛争の要点)

第1 当事者及び管轄

- 1 原告は、2007年(平成19年)年8月23日、消費者契約法第13条に基づいて内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受け、2019年(令和元年)8月20日に認定の有効期間の更新を受けた適格消費者団体である。
- 2 被告は、イベント運営、演出道具の販売を事業内容とする株式会社であり、被告が指定する会場において、被告が指定する一定の時刻において、イベント参加者が、被告により用意されたLEDスカイランタンを空に飛ばすこと等を内容とするイベントを開催するとともに、対象消費者に対し、インターネットを通じて同イベントに参加するために必要となるチケットの販売を行っている者である。
- 3 被告は、過去、大阪府内に居住する消費者に対してもチケットの販売を行っていたこと、今後も大阪府内に居住する消費者がインターネットを通じてイベントのチケットの購入契約の申込みの意思表示をすることも可能であることから、消費者契約法第12条3項、同法第43条第2項第1号により、チケットの購入契約の申込みまたは承諾の意思表示が行われた地である大阪府を管轄する大阪地方裁判所にも本差止請求に係る訴訟の管轄が認められる。

第2 本件訴訟で差止請求の対象とする条項

- 1 本件訴訟は、消費者契約法第12条第3項に基づく適格消費者団体による不当条項の使用差止請求訴訟(同条同項にいう「当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」を求めるもの)である。
- 2 原告が本件訴訟で使用差止請求の対象としている条項は、定型約款たる性質を有す

る被告が作成したチケット規約（以下、「本件規約」という）に記載された以下の条項（以下、「本件条項」という。）であり、本件条項は、被告と消費者との間のチケット購入契約の内容になっている。

本件規約第2条：（サービスの中止・中断・変更等）

当社は、以下の事項に該当する場合、本イベントの運営を中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞できるものとし、返金はありません。

戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

当社は、前項に基づく本イベントの中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞について、利用者、又は第三者に対し一切の責任を負わないものとします。

第3 本件条項の趣旨と効力

1 本件条項の趣旨及び効力

- (1) 消費者が被告から被告が開催するイベントのチケットを購入するに際して本件条項が適用されると、被告が開催するイベントが「戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態（以下、「本件条項所定の事由」という）」により開催できなくなった場合、消費者は被告に支払ったチケット代金の返金を一切受けることができなくなる。
- (2) 以上のように、本件条項は、本件条項所定の事由により被告がイベントを開催できなくなった場合、すなわち、本件条項所定の事由により被告のイベント開催の義務が履行不能となった場合において、消費者から支払済みのチケット購入代金の返金を求められた場合でも、被告には、チケット購入代金を一切返金する義務がないという形で機能する趣旨の条項であるといえる。

第4 本件条項が消費者契約法第12条第3項の差止請求の対象となること

- 1 本件条項の使用の差止等の請求（消費者契約法第12条第3項）が認められるためには、被告が、消費者契約（被告の開催するイベントのチケット購入契約）を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で消費者契約法第8条から第10条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがある、といえることが必要となるところ、被告が本件条項を含む本件規約に従うことを条件に消費者に対してチケットを販売する行為は、被告が不特定かつ多数の消費者との間で本件条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行っていることに他ならない。
- 2 よって、本件条項は消費者契約法第12条第3項の差止請求の対象となる条項であり、本件差止等の請求が認められるか否かは、本件条項が消費者契約法第8条から第10条に規定する消費者契約の条項（いわゆる不当条項）に該当するかどうかを検討すれば足りる。

第5 本件条項が消費者契約法で定める不当条項に該当するか否かの検討～その1

- 1 消費者契約法第10条について

消費者契約法第10条は、

「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」

と定める。

本件条項が同法第10条に該当するか否かの検討は、便宜上、

① 10条前段要件該当性

＝「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」といえるかどうか

② 10条後段要件該当性

＝「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」といえるかどうか

に分けた上で順次行うものとする。

2 消費者契約法第10条前段要件該当性の検討

本件条項は、

当社は、以下の事項に該当する場合、本イベントの運営を中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞できるものとし、返金はございません。

戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

当社は、前項に基づく本イベントの中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞について、利用者、又は第三者に対し一切の責任を負わないものとします。

と定める。

他方で、民法第536条第1項には、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は反対給付の履行を拒絶できる旨定めるところ、被告がイベントを開催するに際して、イベントが本件条項所定の事由により履行不能となった場合には、民法第536条第1項に鑑み、被告は既に消費者から支払いを受けている反対給付たるチケット代金を不当利得として消費者に返還すべき義務を負っているといえる。

しかしながら、本件条項は、「返金はございません」「利用者…一切の責任を負わないものとします」と定めているように、消費者に対してチケット代金を返金しない旨定められていることから、任意規定である民法第536条第1項と比べて消費者の権利（不当利得返還請求権）を制限する規定であるといえる。

以上より、本件条項は、消費者契約法第10条前段要件該当性がある。

3 消費者契約法第10条後段要件該当性の検討

本件条項所定の事由としては、「戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態」と規定されており、これ

らの事由は、当事者双方の責めに帰することができない事由に該当し、こうした当事者双方の責めに帰することができない事由によるイベント中止のリスクを、消費者に対してのみに、一方的に負わせる内容となっている。

さらに、被告は、本件条項所定の事由には該当しない「強風」を理由としてイベントの開催を中止した場合にも、消費者に対してチケット代金を返金しないという運用を行っている。

被告は、本件イベントを営利目的で開催しているものであるが、本件条項によれば、事業者である被告は、イベントの開催の有無にかかわらず、常に収益を確保することができ、一切のリスクを負わないのに対し、消費者は、イベント中止時に、一切の返金を受けられないから、中止によるリスクを全面的に押しつけられることになる。

情報の質及び量並びに交渉力において劣る消費者に対し、イベント中止のリスクを全て押しつけつつ、事業者は一切リスクを負わないというのは、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえる。

さらに、被告が、本件条項所定の事由に該当しない「強風」という比較的頻繁に生じる事由によりイベントの開催を中止した場合にも、本件条項を根拠として消費者にチケット代金を一切返金しないとの運用をしていることからしても、本件条項は、イベント中止のリスクを全て消費者に一方的に負わせるものとなっているといえ、本件条項の不当性は一層明らかであるといえる。

以上の事情に鑑みると、本件条項は、当事者双方の責めに帰することができない事由による本件イベント中止のリスクを、全て消費者に一方的に負わせるものとして、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項となっていることから、消費者契約法第10条後段要件該当性がある。

4 まとめ

以上の事情に鑑みると、本件条項は、民法第536条第1項に比して、消費者の権利を制限するものであり、また、強風という当事者双方の責めに帰することができない事由によるイベント中止のリスクを、全て消費者に一方的に負わせるものとして、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項となっていることから、消費者契約法第10条により無効である。

第6 本件条項が消費者契約法で定める不当条項に該当するか否かの検討～その2

1 消費者契約法第8条の2について

消費者契約法第8条の2は、「事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者はその解除権の有無を決定する権限を付与する消費者契約の条項は、無効とする。」と規定する。

この規定の趣旨は、事業者が契約で定められた債務を履行しないにもかかわらず、消費者が解除をすることができないとすると、消費者は契約に不当に拘束され続け、既に支払った代金の返還を受けられないことになるから、消費者契約法は、このような規約は無効であると規定しているものである。

2 本件条項所定の事由により被告がイベントを開催しないということは、被告の契約上の債務であるイベント開催は履行不能と評価され、この場合に本件条項が適用される結果、被告は、「イベントの中止…について利用者…に対して一切の責任を負わな

い」となることから、被告の契約上の義務が履行不能の場合にも、相手方当事者である消費者は履行不能による解除権（民法第542条第1項）を行使して支払ったチケット代金の返還（民法第545条）を被告に請求できないことを意味する。

3 このように、本件条項は、本件条項所定の事由があれば、被告はイベントを中止することができ、かつ、消費者に対して一切返金を行わなくてもよいとするものであることから、文言上、消費者の契約解除権の放棄には言及していないものの、消費者の履行不能による解除権の行使とそれに伴う原状回復請求権を否定することと同様の効果を生じさせるといえる。

よって、本件条項は、事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項といえる。

4 以上より、本件条項は、消費者契約法第8条の2により無効である。

(契約条項目録)

第2条：(サービスの中止・中断・変更等)

当社は、以下の事項に該当する場合、本イベントの運営を中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞できるものとし、返金はありません。

戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

当社は、前項に基づく本イベントの中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞について、利用者、又は第三者に対し一切の責任を負わないものとします。

以 上